

⑤STOP！熱中症 クールワークキャンペーン - 1

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター
チューイカン吉



キャンペーン実施要項

準備

	キャンペーン期間				
4月	5月	6月	7月	8月	9月

▲

重点取組

⑤ STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン - 2

熱中症予防
その

1

水分・塩分は
こまめに補給!

熱中症予防
その

2

涼しい
ところで休憩!

熱中症予防
その

3

「おかしいな?」と思ったらすぐ報告!

WBGT値を活用しよう

WBGT値は「暑さ指数」ともいい、熱中症のリスクが判断できます。
気温だけでなく、湿度や太陽から反射した熱(輻射熱)も考慮した値*です。

WBGT値のリスク区分(例)

注意	警戒	嚴重警戒	危険
25°C未満	25~28°C	29~31°C	31°C以上

WBGT値の状況と予測は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されています。作業開始前にチェックしましょう!

熱中症予防 + プラス

- ① 日頃からウォーキングなど軽い運動を行い、身体を暑さに慣らしておこう!
- ② 作業中は、こまめに水分・塩分を摂ったり冷たいもので手足を冷やしたりしよう!

⑤ STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン - 3

> 新着情報 > サイトマップ > お問い合わせ



HOME | 職場でおこる熱中症 | 暑さ指数について | 報道発表資料 | 講習会 | 事例紹介 | e-learning | リンク集

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

働く人の
今すぐ使える
熱中症ガイド

厚生労働省

目次

01 熱中症から命を守る P4

1. 暑気で熱中症になった人
2. いざわとまうとあつたら、熱中症を疑え
3. 熱中症の症状と重症度分類
4. 現場での準備が済んだときの「暑さを乗り切る」と「暑がった行動」
5. 熱中症「応急手当」カード（携帯用）

02 危険な状況と対策 P12

1. 建設現場（屋外）編
2. 製造現場（屋内）編
3. その他の現場編

03 予防法 P38

1. 3つの注意点（暑さ/仕事前/仕事中）
2. 暑熱指数（暑さ）に慣れる
3. 休憩時間について
4. 予防対策グッズの活用

04 取組例 P47

05 熱中症の基礎知識 P56

1. 熱中症の原因と発生しやすい現場の条件
2. 暑さ指数（WBGT）
3. 暑さ指数と熱中症の発生リスク
4. STOP! 熱中症クールワークキャンペーン
5. 暑熱指数マップ
6. もっと詳しく知りたい方へ

06 事業主、安全・衛生管理担当者の方へ P63

1. 関係法令・関係機関・書籍
2. 建設業・製造業
3. 建設用スライド/スライドショー動画

07 まとめ P73

1. 熱中症の防止は元と初めから
2. 予防には「暑熱指数」
3. 水分摂取と休憩
4. 注意点

CLICK

環境省 熱中症予防情報サイト

検索



⑥ リスクアセスメントの実施支援

厚生労働省 職場のあんぜんサイト

リスクアセスメントの実施支援システム

小規模事業場を対象として建設業、製造業、サービス業、運輸業(30種類の作業・業種別にリスクアセスメントの実施を支援します。

初めの方へ 活用する際の留意事項

マトリクスを用いた方法 (詳細説明)

マトリクスを用いた方法 (すべての作業・業種)

「負傷又は疾病の発生の可能性」と「負傷又は疾病の発生した際のマトリクス」に、あらかじめ重篤度と可能性の組み合わせに合わせたリスクの程度を割り付けておき、負傷リスクとなる負傷又は疾病の重篤度に該当する向きを選び、次に発生の可能性に該当する向きを選択することにより、リスクを見積る方法です。

マトリクスを用いた方法 (詳細説明)

マトリクスを用いた方法 (すべての作業・業種)

「負傷又は疾病の発生の可能性」と「負傷又は疾病の発生した際のマトリクス」に、あらかじめ重篤度と可能性の組み合わせに合わせたリスクの程度を割り付けておき、負傷リスクとなる負傷又は疾病の重篤度に該当する向きを選び、次に発生の可能性に該当する向きを選択することにより、リスクを見積る方法です。

デジタルによる方法 (詳細説明)

デジタルによる方法 (建設業・製造業・サービス業・運輸業)

「負傷又は疾病の発生の可能性」と「負傷又は疾病の発生した際のマトリクス」に、あらかじめ重篤度と可能性の組み合わせに合わせたリスクの程度を割り付けておき、負傷リスクとなる負傷又は疾病の重篤度に該当する向きを選び、次に発生の可能性に該当する向きを選択することにより、リスクを見積る方法です。

安全衛生ホームページ(労働安全衛生センター)「リスクアセスメント」

化学物質のリスクアセスメント実施支援のページはこちら

厚生労働省 職場のあんぜんサイト

化学物質のリスクアセスメント実施支援

目次

- 労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて [詳しくはこちら](#)
- リスクアセスメント支援ツール [詳しくはこちら](#)
- リスクアセスメント実施・低減対策検討の支援 [詳しくはこちら](#)
- 関連ページ [詳しくはこちら](#)

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>



https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html



⑦退避や立入禁止等の措置について、**保護措置が義務付け**られます

- 1

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、 以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

⑦退避や立入禁止等の措置について、**保護措置が義務付け**られます

- 2

法令改正等の主要内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

⑦退避や立入禁止等の措置について、**保護措置が義務付け**られます

- 3

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
- ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

⑦退避や立入禁止等の措置について、**保護措置が義務付けられます**

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

- 4

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



⑦退避や立入禁止等の措置について、**保護措置が義務付け**られます

作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

- 5

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければならない。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

⑧労働安全衛生関係の一部の手続の **電子申請が義務化**されます

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん

厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

⑨安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料でを行います。

現場確認
 専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

結果報告
 専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先				
・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業等関係)	
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)	
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)	
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)	
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)	

費用は無料です!

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
 電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

⑩安全衛生管理計画書の提出について（依頼）

令和6年度安全衛生管理計画書

(コピーして使用して下さい。)

基本方針	
------	--

事業場名 _____
 所在地 _____
 業 種 _____
 労働者数 男 人 女 人 計 人

代表者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者

構内協力事業場数 _____ 社
 派遣労働者数 _____ 人

重点施策	実施項目	前年度の評価	目 標	年間スケジュール												備 考		
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			



自社の実施可能な計画を作成の上、令和6年7月31日までに、所轄労働基準監督署に提出して下さい。(本様式は愛媛労働局ホームページに掲載しています。)

・外国人労働者の労働災害防止対策の推進 (注1参照)
 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法での労働災害防止教育の実施について (該当する番号に○を付してください。)
 1 実施している 2 実施していない 3 該当する労働者がいない

・労働者の心の健康確保対策の推進 (注2参照)
 ストレスチェックの実施について (該当する番号に○を付してください。)
 1 実施している 2 実施していない

※「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票(選択回答)に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。平成27年12月1日から労働者数50人以上の事業場の実施が義務付けられています。労働者数50人未満の事業場については実施が努力義務となっています。

・化学物質等による健康障害防止対策の推進 (注3参照)
 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行い、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置の実施について (該当する番号に○を付してください。)
 1 実施している 2 実施していない
 3 掃除作業時等、あらゆる作業において化学物質を使用していない

各対策の詳細につきましては、以下のホームページをご確認願います。
 ○注1 外国人労働者の安全衛生対策について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>
 ○注2 ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/index.html>
 ○注3 職場における化学物質対策について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html

★様式掲載のURL：https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen_eisei_yousikikankei.html



目次

(1) 松山第14次労働災害防止計画の進捗状況

(2) 安全衛生行政に係るトピックス

(3) まとめ

まとめ

安全衛生活動の定着に近道はありません！

コツコツと日々の安全衛生活動を継続して**習慣化**することが重要です。

作業される方の安全活動に対する取り組みの姿勢を
「have to (～しなければならない)」から
「want to (～をしたい)」へ成長させ、
自主的に行動できる風土づくりを！！

安全衛生管理水準を向上させるために 事業場において取り組みしていただきたいこと。

- 1 事業者による安全衛生の取組方針について表明すること。
- 2 安全衛生管理体制を整備すること。
- 3 安全・衛生管理者等の職務権限を明確にするとともに
自覚と自信を持たせること。
- 4 年間安全衛生管理計画書を作成し、周知すること。
また、取組内容の進捗状況を管理すること。
- 5 安全衛生委員会（会議）を定期的に行い、意見交換と方針決定を行うこと。
- 6 リスクアセスメントを実施し、残留リスクを加味した
作業手順書を作成すること。
- 7 階層ごとに定期的な安全衛生教育を実施し、知識付与と
危険感受性を高めること。

ご静聴ありがとうございました。



真の『安全』を目指すために、
『災害ゼロ』から『危険ゼロ』
の取り組みをお願いします。